

南公民館利用申込について

受付時間		平日午前8時30分～午後5時(窓口・電話)	
利用できる日		年末・年始休館(12/28～1/3)以外の期間	
利用できる時間		9:00～22:00 (準備と後片付けの時間を含めます。)	
1回の利用時間		4時間 継続使用可 例 9時～22時利用の場合、13時間なので4回になります。	
利用申込受付開始日		前々月5日 例 利用月日 6月30日 ⇒ 受付開始日 4月5日	
受付開始日が土・日・祝日の取扱		直前の平日 例 令和8年5月5日(火・祝) ⇒ 同年5月1日(金)	
インターネットによる予約受付		前々月6日～ ※【登録館に関わらず】 公民館利用登録団体にネット予約すると申出の団体が可	
受付期間	登録団体以外	前々月5日から利用する3日前まで ◎1 ・ただし3日前が土・日・祝日の場合、直前の平日 例 令和8年5月6日(水・休) ⇒ 同年5月1日(金)	
	登録団体	前々月5日から利用する前日の午後4時まで ・ただし利用日の前日が土・日・祝日の場合、 直前の平日午後4時まで ※当日の受付・許可はしません。 ・平日職員勤務中に申出があり、当日夜間貸館があった場合、他団体の既貸館予約済の時間までは対応する場合があります。	
利用許可書受取 使用料支払		南公民館または近くの公民館での手続きが必要です。	
		登録団体以外	利用日の3日前まで ◎1
		登録団体	利用日の前日まで
		○ただし左記が土・日・祝日の場合、直前の平日	
土・日・祝日および 平日夜間の貸館受付		出来ません ※代行員は貸館受付業務に対応していません。	
100%減免の団体		①登録団体 ②市が利用・共催事業で利用するとき	
使用料減免団体および率		①官公庁・その他の公共団体の利用 1 / 3 ②公共施設利用者支援障害者登録団体 1 / 3	
使用料の還付		全額 当該利用日の前々日まで公民館で要手続 ・ただし利用日の前々日が土・日・祝日の場合、 直前の平日	

◎1 会津若松市公民館条例・同条例施行規則により、受付は利用の3日前までと定められています。

* 特定の政党や教団およびその支持者のみでの会議や集会は、原則として不可としています。

* 社員以外の不特定多数が参加する集会は、直接物品の販売を行わなくても「商品説明会」と見なし、不可としています。

会津若松市南公民館 電話 0242-27-4835

令和8年7月印刷